

各 位

会 社 名 株式会社トライアンフコーポレーション
代表者名 代表取締役 小澤 勝
(コード番号:3651)
問合せ先 経営管理部 広報ユニット 末次 達也
(TEL. 03-5332-6751)

臨時株主総会の付議議案の内容変更に関するお知らせ

当社は、2015年7月29日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び付議議案決定に関するお知らせ」にて公表のとおり、2015年8月22日を基準日として2015年9月18日に臨時株主総会を開催する予定ですが、本日の取締役会において、下記のとおり、当該臨時株主総会の議案である定款一部変更の件に関し、変更事項を新たに追加して付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2015年7月29日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び付議議案決定に関するお知らせ」において、株券発行の定めを廃止することを目的とした定款変更を付議議案する旨公表いたしましたが、これを機会に、当社の中長期的な経営戦略に見合う内容とすべく、定款を見直すこととしました。変更内容の詳細につきましては、後記「4. 定款変更の内容」に記載の新旧対照表及び「5. 変更内容の説明」をご参照ください。

なお、現行定款第23条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 臨時株主総会の開催予定日、開催予定場所及び付議議案

(1) 臨時株主総会開催予定日

2015年9月18日

(2) 開催予定場所

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル18階 当社会議室

(3) 付議議案

決議事項 議案 定款一部変更の件

3. 定款変更の日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2015年9月18日

(2) 定款変更の効力発生日 2015年9月18日

4. 定款変更の内容

変更の内容は次の新旧対照表のとおりです。変更部分には下線を付しており、また、変更内容が分かりやすいように一部カッコ書きで説明を加えております。なお、2015年8月26日付「株式分割及び定款変更（単元株制度の採用、発行可能株式総数の変更）に関するお知らせ」にて公表した取締役会決議による変更事項は、当該臨時株主総会開催前に有効となるため、新旧対照表では、現行定款として取り扱っております。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、「株式会社トライアンフコーポレーション」と称し、英文では“Triumph Corporation Ltd.”と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>情報技術コンサルティング</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>コンピュータ・システムの構築、運用</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>コンピュータ・ハードウェアの製造、販売</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(5) <u>コンピュータ・ソフトウェアの著作権管理</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(6) <u>人的資産コンサルティング</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(7) <u>人的資産の能力開発、教育研修</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(8) <u>労働者派遣事業</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(9) <u>有料職業紹介業</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(10) <u>経営戦略コンサルティング</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(11) <u>企業再生および経営改善の指導</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(12) <u>マーケティング・リサーチ</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(13) <u>広告の企画、製作</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(14) <u>出版物の執筆、編集、印刷</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(15) <u>外国語の翻訳、通訳</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(16) <u>イベントの企画、運営</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(17) <u>飲食店、宿泊施設の運営</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(18) <u>旅行業、旅行代理業</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(19) <u>生命保険および損害保険の募集、仲介</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(20) <u>不動産の賃貸、売買、管理、仲介</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(21) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(22) <u>前各号に関する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</u></p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条 (公告をする方法) <u>当社の公告は、官報に掲載して行う。ただし、計算書に係る情報の提供は、インターネットを使用する方法により行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>次の事業を営む関係会社の経営管理</u></p> <p style="margin-left: 4em;">① <u>情報技術事業</u></p> <p style="margin-left: 4em;">② <u>機器製造事業</u></p> <p style="margin-left: 4em;">③ <u>経営支援事業</u></p> <p style="margin-left: 4em;">④ <u>教育文化事業</u></p> <p style="margin-left: 4em;">⑤ <u>飲食娯楽事業</u></p> <p style="margin-left: 4em;">⑥ <u>旅行宿泊事業</u></p> <p style="margin-left: 4em;">⑦ <u>広告出版事業</u></p> <p style="margin-left: 4em;">⑧ <u>保険事業</u></p> <p style="margin-left: 4em;">⑨ <u>不動産事業；</u></p> <p style="margin-left: 4em;">⑩ <u>前記①から⑨に附帯する一切の事業</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>金融商品への投資</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>不動産への投資</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第4条 (公告をする方法) <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

第2章 株式	第2章 株式
<p>第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は4,000,000株とする。 (本条は、2015年8月26日開催の取締役会において変更決議したもの。9月18日施行予定。)</p> <p>第9条 (特定の株主からの自己株式の取得) 当社は、自己株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。</p> <p>第6条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。 (本条は、2015年8月26日開催の取締役会において新設決議したもの。9月18日施行予定。)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 (株券発行) <u>当社は、株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を設置する。 (第2項新設) (第3項新設)</p> <p>第10条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する手続きおよび手数料については、法令または<u>定款</u>に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第5条 (発行可能株式総数) (現行どおり)</p> <p>第6条 (特定の株主からの自己<u>の</u>株式の取得) 当社は、自己<u>の</u>株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項<u>および</u>第3項の規定を適用しない。</p> <p>第7条 (単元株式数) (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) <u>1. (現行どおり)</u> <u>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第10条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する手続きおよび手数料については、法令または本定款に定める<u>もの</u>のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>第11条 (株主総会) 当社の定時株主総会は、毎決算日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第11条 (株主総会<u>の招集</u>) (現行どおり)</p>

第12条 (基準日)

1. 当社は、毎事業年度の最終日を基準日とし、基準日において株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
2. 前項の場合のほかに議決権を行使すべき者を確定する必要がある時は、取締役会の決議により、基準日を定めることができる。この場合、基準日の2週間前に公告をするものとする。

第13条 (株主総会招集通知)

株主総会を招集しようとする取締役は、株主総会の日の2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対してその通知を
書面で発しなければならない。

第15条 (株主総会の招集権者および議長)

株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故がある時は、予め取締役会で定められた順序に従って他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故がある時は出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

第14条 (株主総会参考書類等のみなし提供)

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従ってインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (株主総会の決議)

1. 普通決議 (会社法309条1項の定めによる決議)
は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 特別決議 (会社法309条2項の定めによる決議)は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

1. 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。
2. 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

第12条 (基準日)

1. 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度最終日とする。
2. 前項の場合のほかに臨時株主総会を開催する必要があるときは、取締役会の決議により基準日を定める。この場合、基準日の2週間前に公告をするものとする。

(削除)

第13条 (株主総会の招集権者および議長)

株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従ってインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条 (株主総会の決議)

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使)

(現行どおり)

第18条 (議事録)

株主総会の議事については、開催日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、法令に基づいて述べられた意見または発言、出席した取締役および監査役ならびに議長の氏名、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名、そのほか会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名または記名押印し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

(下線部削除)

第4章 取締役

第19条 (取締役の員数)

当社の取締役の員数は、3名以上9名以下とする。

第20条 (取締役の選任)

1. 取締役の選任は、株主総会の普通決議をもって行う。

(現行第1項を第1項と第2項に分け、現行第2項を第3項とするもの。)

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役の任期)

1. 取締役の任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第22条 (取締役の解任)

取締役の解任は、株主総会の普通決議をもって行う。

第23条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議及び監査役の同意によって、同法第423条第1項の取締役の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(第2項新設)

第17条 (議事録)

株主総会の議事については、開催日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、法令に基づいて述べられた意見または発言、出席した取締役および監査役ならびに議長の氏名、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名、そのほか会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

第18条 (取締役の員数)

(現行どおり)

第19条 (取締役の選任)

1. 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. (現行どおり)

第20条 (取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第21条 (取締役の解任)

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第22条 (取締役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役

第24条 (監査役の員数)

当社の監査役の員数は、3名以内とする。

第25条 (監査役の選任)

監査役の選任は、株主総会の普通決議をもって行う。

第26条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠によって選任された監査役の任期は、他の監査役の任期の残存期間と同一とする。

第27条 (監査役の解任)

監査役の解任は、株主総会の特別決議をもって行う。

第28条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(第2項新設)

第6章 取締役会

第29条 (取締役会)

当社は、取締役会を設置する。

(新設)

第5章 監査役

第23条 (監査役の員数)

(現行どおり)

第24条 (監査役の選任)

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第25条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

第26条 (監査役の解任)

監査役の解任決議は、本定款第15条第2項の定めるところによる。

第27条 (監査役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 取締役会

第28条 (取締役会)

(現行どおり)

第29条 (取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、取締役および監査役の全員に対して、会日の3日前までに、目的、日時および場所を掲げてこれを発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮できる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、前項に示す招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

<p>(新設)</p> <p>第30条 (取締役会規程) 当社の取締役会の運営に関する事項については、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(第7章新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第31条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</p> <p>第32条 (利益配当) 1. <u>利益配当金は、毎事業年度の最終日を基準日とし、基準日において株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対して支払う。</u> (第2項新設)</p> <p>2. <u>利益配当金は、その支払い提供日から満3年を経過しても受領する者がいない時は、当社はその支払い義務を免れるものとする。</u></p> <p>3. 未払いの<u>利益配当金</u>には、利息を付けない。</p> <p>(現行第32条第2項から独立のため新設)</p>	<p>第30条 (取締役会の決議の省略) <u>当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>第31条 (取締役会規程) 当社の取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第7章 監査役協議会</p> <p>第32条 (監査役協議会) <u>当社は、監査役協議会を設置する。</u></p> <p>第33条 (監査役協議会規程) <u>当社の監査役協議会の運営に関する事項については、監査役協議会において定める監査役協議会規程による。</u></p> <p>第8章 計算</p> <p>第34条 (事業年度) (現行どおり)</p> <p>第35条 (剰余金の配当) 1. <u>剰余金の配当の基準日は、毎事業年度最終日とする。</u> 2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</u> (第36条として独立のため削除)</p> <p>3. 未払いの<u>剰余金の配当</u>には、利息を付けない。</p> <p>第36条 (配当の除斥期間) <u>剰余金の配当について、配当財産が金銭である場合、その支払い提供日から満3年を経過しても受領する者がいないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。</u></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. (株券喪失登録簿)</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。なお、本条は2016年9月18日をもって削除する。</u></p>
-------------------------	---

5. 変更内容の説明

変更箇所 (※)	変更内容の説明
第2条 (目的)	会社の目的を持株会社に適合した表現に改めるもの。
第4条 (公告をする方法)	公告の方法を官報から原則として電子公告に変更するもの。
現行第7条 (株券発行)	株券の発行を廃止するもの。
第8条 (単元未満株式についての権利)	単元株制度の採用に伴い単元未満株式についての権利に関する規定を新設するもの。
第9条 (株主名簿管理人)	株主名簿管理人の選任方法、取扱事務の内容を新設するもの。
第12条 (基準日)	規定の表現を簡素化するもの。
現行第13条 (株主総会招集通知)	会社法に規定されているため削除するもの。
第15条 (株主総会の決議)	規定の表現を簡素化するもの。
第17条 (議事録)	議長及び出席した取締役が議事録に署名又は記名押印する旨の規定を削除するもの。
第19条 (取締役の選任)	会社法の規定に適合した表現に改めるもの。
第20条 (取締役の任期)	会社法の規定に適合した表現に改めるもの。
第21条 (取締役の解任)	会社法の規定に適合した表現に改めるもの。
第22条 (取締役の責任免除)	第1項の規定の表現を簡素化するとともに、第2項として取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結できる旨の規定を新設するもの。
第24条 (監査役の選任)	会社法の規定に適合した表現に改めるもの。
第25条 (監査役の任期)	会社法の規定に適合した表現に改めるもの。
第26条 (監査役の解任)	規定の表現を変更するもの。
第27条 (監査役の責任免除)	第1項の規定の表現を簡素化するとともに、第2項として監査役との間で賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結できる旨の規定を新設するもの。
第29条 (取締役会の招集通知)	取締役会の招集に関し、期間の短縮等に関する規定を新設するもの。
第30条 (取締役会の決議の省略)	一定の要件を満たした場合は、取締役会の決議を省略できる旨の規定を新設するもの。
第32条 (監査役協議会) 及び第33条 (監査役協議会規程)	監査役協議会及び監査役協議会規程に関する規定を新設するもの。
第35条 (剰余金の配当)	利益配当を剰余金の配当と改め、規定の表現を簡素化するもの。また、第2項として中間配当を行うことができる旨の規定を新設するもの。
第36条 (配当の除籍期間)	現行第32条第2項の配当の支払義務の期間について、独立の条文として除籍期間であることを明確化するもの。
附則 (株券喪失登録簿)	会社法の規定による株券喪失登録簿の備置期限(定款変更による株券廃止後1年間)までの間の株券喪失登録簿の事務に関する規定を附則として設けるもの。
その他	条文の文言や表現の簡易な変更、漢字をひらがなにするなどの語句の変更を行うもの。

※特段の記載のない限り、変更後の条数での説明となっております。

以上